

諮問日：令和5年10月6日（令和5年度（個）諮問第2号）

答申日：令和6年3月21日（令和5年度（個）答申第3号）

件名：長崎家庭裁判所における申出人が特定年月日に当直（時間外）受付に提出した特定の職員宛て請願書に記録された保有個人情報の不開示判断（不在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「特定年月日長崎地裁当直時間外受付に提出した、長崎家庭裁判所特定の職員宛の請願書」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、長崎家庭裁判所長が、本件対象個人情報は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、長崎家庭裁判所長が令和5年6月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定事件番号の事件を特定年月日に提出したことでの請願書である。特定の事件番号を記載しているため保管期間は10年間は存在すると思う。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

長崎家庭裁判所は本件対象個人情報を記録した司法行政文書（以下「本件対象文書」という。）を探索したが、当該文書が存在しなかったことから、開示申出時点で、司法行政文書として保存や廃棄の記録がないことにより、そもそも取得していないか、取得後に廃棄されたか判然としないため「存在しない」

との理由で、原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書には特定の事件の事件番号を記載しているため保管期間は10年間は存在すると思う旨主張しているが、長崎家庭裁判所において、本件対象文書を探索した結果は、上記のとおりである。

なお、仮に本件対象文書が家事審判事件の記録として編綴されて保存されていたとしても、事件記録は裁判事務に関する文書であるから、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和6年2月16日 審議
- ④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、原判断の理由について、長崎家庭裁判所において本件対象文書を探索したが、当該文書が存在せず、開示申出時点で、司法行政文書として保存や廃棄の記録がないことにより、本件対象文書をそもそも取得していないか、取得後に破棄されたかが判然としなかったため、存在しないとして不開示の判断を行った旨説明している。これに対し、苦情申出人は、請願書において特定の事件の事件番号を記載しているため、保管期間は10年間であると主張するが、独自の見解であり、上記最高裁判所事務総長の説明に特段不合理的な点は見当たらない。
- 2 以上のとおり、原判断については、長崎家庭裁判所において本件対象個人情報を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子